

## 発表事項

- 1 医療費の動向（令和2年7月～9月診療分 医科・歯科・調剤） ～被用者保険等分～
- 2 第24次審査情報提供（医科）及び第19次審査情報提供（歯科）
- 3 支払基金定款の一部変更
- 4 令和2事業年度一般会計収入支出予算変更
- 5 令和3事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 6 令和3事業年度審査支払会計収入支出予算
- 7 保険者との契約の改定
- 8 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更**
- 9 令和2年12月審査分の審査状況
- 10 令和3年2月審査分の特別審査委員会取扱状況

## 特定B型肝炎ウイルス感染者に対する給付金等の支給に支障が生じないよう、国の令和2年度補正予算において追加財源措置

### ➤ 給付金等支給業務費交付金 34億円

- 国の令和2年度補正予算の成立に伴い、給付金等の財源として34億円の受入を予定
- これに伴い、令和2事業年度における当会計の予算、事業計画及び資金計画の変更を行うもの

(参考)【令和2年度 厚生労働省第三次補正予算(案)の概要】

B型肝炎訴訟の給付金などの支給 34億円

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、B型肝炎ウイルスの感染被害を受けた方々への給付金などの支給に必要な費用を、社会保険診療報酬支払基金に設置した基金に、積み増す。

## 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更

単位：億円

令和2事業年度

2,855億円

+34億円

令和2事業年度変更

2,889億円

## 収入

交付金の受入	1,184	+34	1,219	交付金受入額の増 34億円
支給基金からの受入金	1,485		1,485	
事務費勘定より受入	0		0	
借入金	184		184	
前年度剰余の受入等	1		1	

## 支出

給付金等支給金	1,653		1,653	支給基金への繰入金の増 34億円
支給基金への繰入金	1,184	+34	1,219	
審査支払の事務費支出	0		0	
予備費等	17		17	

(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。

## 令和2事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計収入支出予算等の一部変更

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務事業計画変更

- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務事業計画」に規定している交付金の受入額を次のように変更。

「交付金 118,445,300千円」 ⇒ 「交付金 121,867,876千円」 (+3,422,576千円)

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務資金計画変更

- 「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務資金計画」に係る収入及び支出の予定額を次のように変更。

### (支出の変更)

- ・支給基金への繰入金 「118,445,300千円」 ⇒ 「121,867,876千円」 (+3,422,576千円)

### (収入の変更)

- ・交付金の受入 「118,445,300千円」 ⇒ 「121,867,876千円」 (+3,422,576千円)

# 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案

《令和3年2月5日閣議決定・第204通常国会提出》

## 改正の趣旨

- 集団予防接種の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金（以下「給付金等」という。）の請求期限を延長するもの。

## 改正の概要

- 給付金等の請求期限の延長（第五条関係）

給付金等の請求は、法の施行の日（平成24年1月13日）から起算して10年を経過する日（令和4年1月12日）までに行わなければならないが、現下の請求状況（※）等を踏まえ、令和9年3月31日まで請求期限を延長する。

※ 法制定当時より、救済対象者を最大約45万人と見込んでいるが、令和2年10月末日までにおける提訴者は約8万2千人であり、まだ数多くの未提訴者がいると考えられる。

- 長期借入金の借入れ可能期間の延長（附則第四条関係）

支払基金の長期借入金について、借入れ可能期間を5年間延長する。

借入れ可能期間 平成24年度から令和2年度までの間 ⇒ 平成24年度から令和7年度までの間

借入金償還期限 令和3年度までの間（平成28年度長期借入金は令和2年度までの間）

⇒ 令和8年度までの間（令和3年度長期借入金は令和7年度までの間）

- 交付金財源確保の延長（附則第五条関係）

政府の支払基金への交付金財源について、確保期間を5年間延長する。

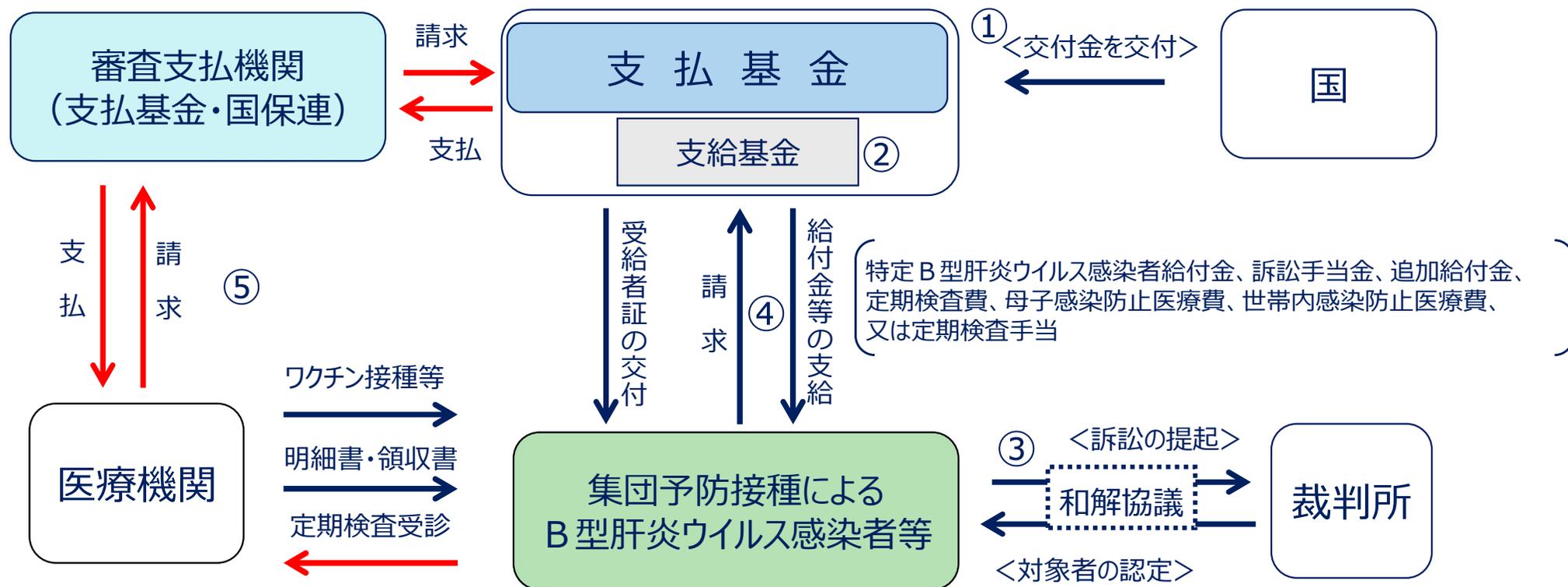
財源確保の年度 平成24年度から令和3年度までの各年度 ⇒ 平成24年度から令和8年度までの各年度

## 施行期日

- 公布の日

## 【参考】特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の仕組みの概要

- 昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等の注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染等した者並びにその相続人に対する給付金等の支給に関して定めた「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が平成24年1月13日から施行され、同法第26条に基づき同施行日より支払基金が特定B型肝炎ウイルス支給関係業務を実施している。



- ① 給付金等支給の請求の状況及びその見込みを勘案して、国が交付金を交付（特措法第38条及び特措法施行令第3条）
- ② 国から受け入れた交付金で、給付金等支給のための「支給基金」を設置（特措法第37条）
- ③ 感染者等からの訴訟の提起を受け、裁判所が対象者を認定
- ④ 対象者の請求に基づき、支払基金が給付金等を支給（特措法第3条）
- ⑤ 特定無症候性持続感染者が病院等で定期検査等を受診した際、受給者証の提示により医療機関窓口での自己負担分の支払を不要とし、当該費用については支払基金が審査支払機関を通じて、医療機関に支払う。（赤い矢印の部分）

## 【参考】交付金の受入状況等

(単位：億円)

区分		平成24年度以前	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	合計
交付金受入額	当初予算	340	571	571	571	571	570	570	570	1,184	5,517
	補正予算	478	498	539	295	458	72	22	177	34	2,574
	合計	818	1,069	1,110	866	1,028	642	592	746	1,219	8,091
給付金等支給額		379	676	737	803	757	773	1,105	1,300	1,117	7,648
支給基金残高		439	833	1,205	1,268	1,540	1,408	895	341	443	443

※当初予算（令和2年度は除く）には、利子収入等を含む。

※令和2年度給付金等支給額は見込である。

※給付金等支給額とは給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費及び定期検査手当である。

(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。

## 【令和3年1月理事会 令和3事業年度審査支払手数料等（抜粋）】

## 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する業務等に係る交付金

区分	令和3年度	令和2年度	前年度比較
業務費交付金	117,300百万円	118,700百万円	▲1,400百万円

※事務の執行に必要な経費含む

## 【参考】給付金支給状況（病態別）

(単位：千万円)

病態	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦		⑧	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成23年度	17	54			7	18			40	50	0	0	0	0	8	0.4
平成24年度	711	1,922			174	430			892	1,113	8	2	2	1	324	16
平成25年度	1,289	3,474			315	780			1,701	2,120	52	13	6	4	990	50
平成26年度	1,226	3,440			304	753			2,114	2,637	145	38	5	3	1,914	96
平成27年度	1,304	3,555			294	735			2,410	2,996	226	59	16	10	2,422	121
平成28年度	1,289	3,532	16	11	237	575	16	9	2,099	2,614	265	69	13	8	2,875	144
平成29年度	1,149	3,442	50	25	289	722	25	14	2,082	2,586	376	97	8	5	3,629	181
平成30年度	1,732	5,101	51	30	411	1,017	38	18	2,929	3,634	534	137	13	8	5,026	250
令和元年度	2,037	6,242	98	62	417	1,040	45	22	3,387	4,220	659	171	16	10	5,682	283
令和2年度	1,513	4,617	54	41	283	705	34	16	2,187	2,724	414	108	13	8	3,161	157
合計	12,267	35,379	269	168	2,731	6,775	158	78	19,841	24,694	2,679	695	92	55	26,031	1,298

※1 ②と④については、平成28年の特措法の改正により、支給対象の拡大が図られたもの。

※2 令和2年度については、令和3年1月支給までの実績である。

※3 件数については、感染者及び相続人(複数)からの請求件数である。

(注) 端数整理(四捨五入)の関係から、合計額が不一致となる場合があります。

【病態】	①	…死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円	②	…除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変（重度）	900万円
	③	…肝硬変（軽度）	2,500万円	④	…除斥期間が経過した肝硬変（軽度）	600（300*）万円
	⑤	…慢性B型肝炎	1,250万円	⑥	…除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300（150*）万円
	⑦	…無症候性持続感染者	600万円	⑧	…除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

\*現にり患しておらず、治療を受けたことのない者に対する給付額

## 【参考】特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(新旧対照条文)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)(抄)(傍線の部分は改正部分)

現行	改正案
<p>第五条(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限)            特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。</p> <p>一 この法律の施行の日から起算して十年を経過する日(次号において「経過日」という。)</p> <p>二 訴えの提起等を経過日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は当該和解若しくは調停が成立した日(以下「判決確定日等」という。)から起算して一月を経過する日</p> <p>附則 第四条(長期借入金等)            支払基金は、平成二十四年度から平成三十二年度までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による長期借入金は、平成三十三年度までの間に償還するものとする。ただし、平成二十八年度における長期借入金については、平成三十二年度までの間に償還するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則 第五条(平成二十四年度から平成三十三年度までにおける交付金の財源)            政府は、平成二十四年度から平成三十三年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。</p>	<p>第五条(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限)            特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、<b>令和九年三月三十一日又は訴えの提起等を同日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日若しくは当該和解若しくは調停が成立した日(以下「判決確定日等」という。)</b>から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日までに行わなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>附則 第四条(長期借入金等)            支払基金は、平成二十四年度から<b>令和七年度</b>までの間において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。</p> <p>2 前項の規定による長期借入金は、<b>令和八年度</b>までの間に償還するものとする。ただし、<b>令和三年度</b>における長期借入金については、<b>令和七年度</b>までの間に償還するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>附則 第五条(平成二十四年度から<b>令和八年度</b>までにおける交付金の財源)            政府は、平成二十四年度から<b>令和八年度</b>までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。</p>

## 【参考】特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（抄）

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給）

**第三条** 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、特定B型肝炎ウイルス感染者（特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人）に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

（支払基金の業務）

**第二十六条** 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給すること。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する業務は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務という。

（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金）

**第三十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用（特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を除く。）に充てるため、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を設ける。

（交付金）

**第三十八条** 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

**特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百九十九号）**

（支払基金への資金の交付）

**第三条** 法第三十八条の規定により政府が社会保険診療報酬支払基金（附則第三条において「支払基金」という。）に交付する資金は、法第十八条第一項に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況及びその見込みを勘案して、交付するものとする。